

## 【第4回】遺言書の作成－ある独身女性の例

前回のテーマは、「自筆遺言書」と「公正証書遺言」という遺言の書式でした。今回はその具体例として、あるドイツ在住の女性依頼者の遺言書作成例をご紹介します。

この女性は50代の独身で子どもがおらず、相続権を持っているのは弟のみ。しかし、彼女は全財産を相続権のある弟にではなく、「死後の事務」をしてもらう代わりに、弟の娘である姪に遺贈したいと望んでいました。「死後の事務」とは、例えば医療費の精算や家財道具の処分、賃貸契約の解約、行政官庁への死亡届の提出\*、葬儀準備手続きなどのことです。独身者の場合、死後の後始末も気になるころでしょう。

依頼主の女性は遺言書に、財産に関するだけでなく、葬儀は行わず、ドイツで火葬して遺骨は日本

のお墓に入れる旨を「付言事項」として書きました。親族の中には葬儀を行わないことに抵抗を抱く方がいらっしゃるかもしれないので、もし希望しないのであれば、一言書き添えることをお勧めします。なお、付言事項とは家族ならびにお世話になった人への感謝の気持ちや、ご子息への訓戒、大切な人に生前あなたが抱いていた想いなどを付記する遺言書の最後の部分のことです。法的拘束力はありませんが、遺言者の最期の意思をきちんと伝えることができる重要な部分と言えます。また、後々テーマとして取り上げる予定ですが、煩雑な相続手続を簡略化するためにも、相続人の代わりに相続手続の一切を依頼する「遺言執行者」を遺言書で指定することもできます。

さて、ドイツ在住の女性依頼者の遺言書ですが、作成に当たり、こち

らから彼女に親族関係や財産状況、希望を尋ね、納得が行くまでメールでやり取りを重ねて原案を作成しました。そして、その原案と日本で集めた戸籍などの書類を基に、在独日本国総領事館にて証人2人の立ち会いの下、公正証書遺言書を作成。完成した遺言書については裁判所の公認翻訳士にドイツ語翻訳を依頼し、ドイツにある財産の相続手続きにも対応できるようにしました。彼女は日本語版とドイツ語版の各1通を日本にいる姪に送り、ご自身でも同じく各1通を保管されています。また、不測の事態に備え、信頼の置ける友人に遺言書のことを話しておくよう助言もしました。

このように遺言書を用意しておくと、民法で決められた法定相続分とは異なる相続の指定ができます。遺言書作成後、当の女性依頼者は漠然

と抱えていた将来への不安が1つ解決されてスッキリしたようで、次は「リビング・ウィル（尊厳死宣言＝Patientenverfügung）」についても考えてみたいと仰っていました。次回は、日本にある不動産の相続についてです。

\*死亡届は本人の本籍地の市町村長宛てに直接郵送できますが、在外公館に届け出ることも可能です。

